

松戸市市民活動 総合補償制度 のご案内

(平成29年11月1日～)

松戸市市民活動総合補償制度とは・・・

市民の皆様が安心して市民活動を行えるよう、松戸市を活動の拠点とする市民活動団体の公益活動中に起きた事故などに対し傷害事故や賠償責任事故をサポートするものです。

■加入手続きや申込みなどの事前手続きは不要です。

事故発生後に市へ手続きしていただくことになります。その際、当該事故が発生した活動が、市民活動として客観的に判断できる書類を提出していただきます。

(団体の規約、会則、団体名簿、活動計画書、パンフレット・チラシ、参加者名簿など)

■保険料を支払う必要はありません。

保険料は、松戸市が全額負担し保険会社と契約しています。

※この制度の対象活動や補償内容は、全ての事故を補償しているものではなく、必要最低限の補償となっております。皆様の活動内容に応じて、対象内容や補償内容を比較していただき、他の保険に加入するなど必要に応じたご対応をご検討ください。

1 補償の対象となる人(市民活動者)

市内において市民活動を行うことを目的として自主的に組織され、市内に主たる活動の拠点を有し、原則として5人以上で構成員の70%以上が本市に住所を有する市民で構成され、運営に関する規約、会則を定めている団体が公益性のある活動を行う場合の指導者、スタッフ、参加者が対象となります。

★指導者…市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある人又はこれに準ずる人

★スタッフ…市民活動団体の構成員、指導者の補助員等、市民活動の実施に伴いその運営に従事する人

★参加者…市民活動に自発的に直接参加して活動を行う人

2 補償の対象となる活動

★継続的、計画的に行われる活動

★無報酬で行う公益性のある活動（交通費などの実費支給は無報酬とみなします。）

★日本国内での活動

■対象となる市民活動の例

町会・自治会活動

★町会・自治会の主催する公益的な活動

地域社会活動

★防犯活動

★防災活動

★環境美化・保全活動

★交通安全活動など

青少年健全育成活動

★地域の青少年会の指導育成活動など

社会奉仕福祉活動

★社会福祉施設援護活動

★高齢者・身体障害者等に対する援護活動

★介護予防・日常生活支援活動など

3 補償の対象とならない活動

- ★海外における活動
 - ★学校管理下における活動（授業や課外活動、部活動、登下校中など）
 - ★特定の政党若しくは宗教に係る活動
 - ★営利及び自己のために行う活動
 - ★職業として行う活動
 - ★会員間の親睦を目的とした各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動
- ※この他に保険契約に係る約款等により補償の対象とならない活動があります。

4 補償の内容

【傷害事故】

市民活動中に発生した傷害事故により、市民活動者が死亡又は負傷した場合に適用になります。

補償区分	内容	補償限度額	
死亡補償金	事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき	1 人	500 万円
後遺障害補償金	事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害の生じたとき	1 人	15～500 万円
入院補償金	事故発生の日から 180 日までの入院を限度とする	1 人	日額 3,000 円
通院補償金	事故発生の日から 180 日までの通院に対し通院日数 90 日を限度とする	1 人	日額 2,000 円

※指導者・スタッフが定めた集合、出発又は解散場所と市民活者の住居との通常の経路往復中も対象となります

【賠償責任事故】

市民活動者が、市民活動中の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に適用になります。

補償区分	内容	補償限度額	
身体賠償	第三者の身体に損害を与えたとき	1 人 1 事故	6,000 万円 2 億円
財物賠償	第三者の財物に損害を与えたとき	1 事故	100 万円
受託物賠償	第三者から借りたもの・預かり品等に損害を与えたとき	1 事故 保険期間中の限度額	100 万円 1,000 万円

※1 事故につき補償区分ごとに免責額（自己負担額）5,000 円を超える部分について支払われます。

■補償の対象とならない事故の例

傷害事故	<ul style="list-style-type: none">★市民活動者の故意による事故★市民活動者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故★市民活動者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故ただし、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故を除く★市民活動者の医学的他覚所見のない頸部症候群又は腰痛★戦争、変乱、暴動による事故★地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故★山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故★保険契約に係る約款等によるもの
賠償責任事故	<ul style="list-style-type: none">★戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故★地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故★市民活動者又はその代理人の故意による事故★建物や施設の改築・修理などに起因する事故★市民活動者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故★保険契約に係る約款等によるもの

5 事故が発生した時の手続き

1 市役所（市民自治課）へ連絡

事故が発生した場合は、速やかに団体の代表者が市民自治課までご連絡ください。
ご連絡いただく主な項目は、①被害者の氏名、住所、連絡先 ②活動内容 ③事故が発生した日時、場所 ④事故の状況 ⑤ケガの程度（部位、症状）などです。

2 市役所（市民自治課）へ「市民活動補償制度事故報告書」及び活動が確認できる書類の提出

「市民活動補償制度事故報告書」（様式第1号）に必要事項を記入し、活動の内容が確認できる書類を添付して市民自治課へ提出してください。

【活動の内容が確認できる書類の例】

- (1) 団体の概要を把握できる資料（団体の規約・会則、役員団体名簿など）
- (2) 当日の活動の内容が把握できる資料（活動計画書、パンフレット・チラシなど）
- (3) 当日活動されていた方の名簿（参加者名簿）

3 市から保険会社に事故の報告

4 保険会社から負傷者へ請求書類の送付

5 負傷者から保険会社へ請求関係書類の提出

6 負傷者が指定した金融機関の口座へ保険会社から補償金の支払い

問い合わせ：松戸市 市民部 市民自治課

町会・自治会担当：電話 047-366-7318 FAX 047-366-2447

市民活動団体担当：電話 047-366-7062 FAX 047-704-4009

Eメール（共通） mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp